

事 務 事 業 一 元 化 調 査

関市・武儀郡4町村合併協議会

協議項目	16. 事務組織及び機構の取扱い		協議細目			
調整方針	<p>(案) 新市における事務組織及び機構については、次の整備方針に基づき整備する。</p> <p>(1) 各種の行政課題に迅速かつ的確に対応できる組織・機構</p> <p>(2) 市民にとって親しみやすく、利用し易い組織・機構</p> <p>(3) 指揮命令系統が分かりやすく、責任の所在が明確な組織・機構</p> <p>(4) 簡素で効率的な組織・機構</p>					
項目	参 考 資 料					
行政組織の現況 (平成15年4月1日現在)	区分	関 市	洞 戸 村	板 取 村	武 儀 町	上 之 保 村
	議 会	事務局	事務局	事務局	事務局	事務局
	市町村長事務部局	総務部 秘書広報課 企画課 中濃地域広域行政事務組合事務局 電子情報課 総務財政課 選挙管理委員会事務局 公平委員会事務局 固定資産評価審査委員会事務局 管財課 公共施設振興事業団 工事検査室 税務課 交通防災課 民生福祉部 福祉政策課 社会福祉協議会 高齢福祉課 社会福祉事業団 児童課 保育園(6) 養護訓練センター	総務課 選挙管理委員会事務局 監査委員会事務局 固定資産評価審査委員会事務局 企画振興課 福祉課 福祉センター 住民課 診療所 保健センター 保育園(1) 産業課 農業委員会事務局 建設課 道の駅 「ラステンほらど」 収入役室	経営管理課 選挙管理委員会事務局 監査委員会事務局 固定資産評価審査委員会事務局 地域計画課 農林水産課 農業委員会事務局 基盤整備課 福祉課 介護センター 保育園(1) 環境課 診療所(兼) 保健センター 収入役室	総務課 選挙管理委員会事務局 監査委員会事務局 企画商工課 道の駅「平成」 税務課 固定資産評価審査委員会事務局 民生課 診療所 保育園(2) 福祉衛生課 老人福祉センター デイサービスセンター 農林課 農業委員会事務局 土木課 上下水道課 収入役室	総務課 木木センター 選挙管理委員会事務局 監査委員会事務局 税務住民課 固定資産評価審査委員会事務局 健康福祉課 診療所 保健センター 老人福祉センター 保育園(1) 産業建設課 農林商工担当課 農業委員会事務局 基盤整備担当課 上下水道担当課 収入役室

事 務 事 業 一 元 化 調 書

関市・武儀郡4町村合併協議会

項 目	参 考 資 料					
行政組織の現況 (平成15年4月1日現在)	区 分	関 市	洞 戸 村	板 取 村	武 儀 町	上 之 保 村
	市町村長事務部局	家庭児童相談室 市民課 市民相談室 東部支所・西部支所 市民健康課 健康プロジェクト推進室 保健センター 環境経済部 商工観光課 企業誘致対策室 中濃公設地方卸売市場 農林課 食肉センター 農業委員会事務局 生活環境課 火葬場 清掃事務所 建設部 都市計画課 土木課 治水対策室 都市整備課 公共用地課 関市土地開発公社 水道部 水道課 下水道課 浄化センター 会計課				

事 務 事 業 一 元 化 調 査

関市・武儀郡4町村合併協議会

項 目	参 考 資 料					
	区 分	関 市	洞 戸 村	板 取 村	武 儀 町	上 之 保 村
行政組織の現況 (平成15年4月1日現在)	教 育 委 員 会	教育総務課 学校教育課 小・中学校 学習情報センター まなびセンター 児童生徒適応指導教室 生涯学習課 中央公民館 東部地区公民館 西部地区公民館 山ノ手公民館 倉知ふれあいセンター 千疋ふれあいセンター 田原ふれあいセンター 旭ヶ丘ふれあいセンター 桜ヶ丘ふれあいセンター 少年センター 図書館 文化課 文化会館 スポーツ振興課 総合体育館 運動公園課 中池公園事務所 少年自然の家 勤労青少年ホーム 学校給食センター 関商工高等学校	事務局 小学校(1) 中学校(1) 給食センター	教育課 小学校(1) 中学校(1) 給食センター	教育課 生涯学習センター 小学校(2) 中学校(1) 給食センター	教育課 小学校(1) 中学校(1) 給食センター 社会教育課
	監 査	事務局	(総務課担当)	(経営管理課担当)	(総務課担当)	(総務課担当)

事 務 事 業 一 元 化 調 書

関市・武儀郡4町村合併協議会

項 目	参 考 資 料	
先進事例	市町村名	篠山市（兵庫県）
	合併期日	平成11年 4月 1日
	調整方針	<p>1. 新市の組織及び機構については、「新市行政組織・機構整備方針」に基づき整備する。</p> <p>2. 新市の組織については、住民サービスが低下しないよう十分配慮する。</p> <p>（新市行政組織・機構整備方針）</p> <p>新市における行政組織・機構については、事務所の位置は確定したが、庁舎が狭隘であること等により、全てを統一し、一元化することは困難な状況にある。</p> <p>しかしながら、合併の主旨を踏まえ合併の効果を最大限に活かすためには、できる限り組織・機構の統合一元化を進める必要がある。</p> <p>このため、合併時における組織・機構については、次の事項を基本として整備するものとする。</p> <p>(1)市民の声を適正に反映することができる組織・機構</p> <p>(2)市民が利用しやすい組織・機構</p> <p>(3)指揮命令系統がわかりやすい組織・機構</p> <p>(4)責任の所在が明確な組織・機構</p> <p>(5)新市建設計画を円滑に遂行できる組織・機構</p> <p>(6)簡素で効率的な組織・機構</p> <p>(7)行政課題に即応できる組織・機構</p> <p>(8)緊急時に即応できる組織・機構</p>
		廿日市市（広島県）
		平成15年 3月 1日
		<p>1. 合併後の組織・機構は次の方針により整備する。</p> <p>(1)住民サービスの低下を招かない組織・機構</p> <p>(2)地域の課題へ迅速かつ的確に対応できる組織・機構</p> <p>(3)市民が利用しやすく、わかりやすい組織・機構</p> <p>(4)簡素で効率的な組織・機構</p> <p>(5)指揮命令系統が明確な組織・機構</p> <p>(6)新たな行政需要（課題）に対応できる組織・機構</p> <p>(7)地方分権へ柔軟に対応できる組織・機構</p> <p>(8)合併建設計画を円滑に遂行できる組織・機構</p> <p>2. 現在の佐伯町役場及び吉和村役場は支所とする。その組織は合併後の事務を円滑に執行するため、現行の組織を基本とし、管理部門等の統合等、段階的な再編・見直しを行う。</p> <p>3. 本庁で一括処理することが適している事務は本庁で処理することとし、必要な体制の整備を図る。</p> <p>4. 行政委員会及び附属機関は廿日市市に統合する。ただし、佐伯町及び吉和村の独自の附属機関については実態を考慮し、必要に応じて整備を行う。</p> <p>5. 行政委員会及び附属機関の委員構成については、佐伯町及び吉和村の実情に応じた調整を行う。</p>